

守口市競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、守口市が紙入札方式（守口市が入札参加者を指定する日時・場所に立ち合わせ、入札箱に紙の入札書を投函させて行う入札方式をいう。）により行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、守口市契約規則（昭和39年守口市規則第16号。以下「規則」という。）その他の関係法令及びこの心得を遵守しなければならない。

2 入札参加者は、入札に際し、守口市の指示に従い、円滑な入札に協力し、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の入札を妨害するような行為をしてはならない。

3 入札参加者は、入札に際し、当該入札に関する契約に係る図面、仕様書、設計書、質問回答書その他守口市が交付する書類、契約締結に必要な条件を熟知した上で、入札しなければならない。この場合において、入札参加者は、当該契約締結に必要な条件について疑義があるときは、守口市に説明を求めることができる。

4 入札及び契約において、用いる言語は日本語とし、通貨は日本円とする。

(公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、入札に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）、刑法（明治40年法律第45号）その他の関係法令に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

(資格確認等)

第4条 入札参加者は、令第167条の6第1項の規定による公告（以下「公告」という。）において定める入札参加資格に関する書類を入札参加資格に関して市が指定する方法により提出しなければならない。ただし、公告を行わない入札については、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 入札に参加する者に必要な資格を有しない者

(2) 公告の日から開札日までの間に入札参加資格を取り消されている者

(3) 前2号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者又は当該行為をなした者

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第6条に該当する場合は、免除する。

2 入札保証金の額は、入札予定金額の100分の3に相当する額以上とする。

3 落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として落札金額の100分の3に相当する金額を守口市に支払わなければならない。

(入札の方法)

第6条 入札参加者は、入札書に署名又は記名押印の上、必要な事項を記載し、指定した日時、場所において、守口市の指示に従い、入札しなければならない。

2 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を持参させ、入札執行時まで守口市に提出しなければならない。

3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、同一の入札に参加する他の入札参加者の代理人を兼ねることはできない。

4 入札書に記載する金額は、取引に係る消費税及び地方消費税の額を除いた金額を記載するものとする。

5 入札書の記載は、原則として、黒のインク又はボールペンで行うこととし、容易に消去できる文具で行ってはならない。

6 入札会場への入室は、原則として入札参加者1名のみとする。

7 入札書については、郵送を認めない。

(積算内訳書等の提出)

第7条 入札参加者は、建設工事に係る入札及び守口市が指定した入札において、入札時に入札価格の根拠となる積算内訳書その他必要書類を提出しなければならない。ただし、再度の入札のときは、この限りでない。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、入札執行の完了までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 入札前にあっては、入札辞退届を守口市に提出するものとする。

(2) 入札中にあっては、入札辞退の旨を入札書に記載し、入札箱に投入するものとする。

3 入札参加者が入札時間を過ぎても入札書を提出しないときは、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなす。

4 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札書の書換等の禁止)

第9条 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札の中止等)

第10条 入札参加者が第2条又は第3条に抵触したおそれがあるとき等守口市が必要と認めるときは、入札を延期し、当該入札に関する調査を行うことがある。この場合において、入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止することがある。

2 前項の規定により守口市が調査を行うときは、入札参加者は当該調査に協力しなければならない。

3 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。

(開札)

第 11 条 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札者を立ち会わせて行い、その結果を口頭で知らせるものとする。

(入札の無効)

第 12 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する者のした入札
- (2) 所定の日時まで、所定の場所に入札書が提出されなかった入札
- (3) 署名及び記名押印のいずれも欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札又は金額の記載の不鮮明な入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 談合その他の不正行為により入札を行ったと認められる者のした入札
- (7) 同一の入札において、2 以上の入札をした者の入札
- (8) 同一の入札において、自己が入札参加者として参加しているにもかかわらず、他の入札参加者の代理をした者の入札
- (9) 同一の入札において、2 人以上の代理をした者の入札
- (10) 建設工事に係る入札及び守口市が指定した入札において、積算内訳書等必要とする書類を提出しない入札
- (11) 建設工事に係る入札において、営業所（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定に基づく営業所をいう。）の実態がないとみなされた者のした入札
- (12) 予定価格又は最低制限価格を事前に公表した入札において、予定価格を上回る価格での入札又は最低制限価格を下回る価格での入札
- (13) 開札前に入札参加資格を有すると認められた者であっても、開札までに入札参加資格を満たさなくなった者が行った入札
- (14) 虚偽の申請を行った者がした入札
- (15) 前各号に掲げるもののほか、守口市が指示した条件に違反して入札した者の入札
(落札者の決定)

第 13 条 予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

2 令第 167 条の 10 第 2 項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

3 前 2 項の場合において、落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、令第 167 条の 9 の規定により、くじ引きを行い落札者の決定を行う。この場合において、入札参加者がくじを引かないときは、これに変わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度の入札)

第 14 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、予定価格を事前公表した入札においては、再度の入札は行わない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することができない。

(1) 当初の入札において、入札に参加しなかった者又は無効の入札をした者

(2) 最低制限価格を設けた場合にあっては、当初の入札において、最低制限価格未満の金額で入札した者

(契約の締結等)

第 15 条 契約の締結は、落札決定後、速やかに行うものし、落札者は、これに協力しなければならない。

2 契約の確定は、契約当事者双方が記名押印したときとする。

(契約書等の提出)

第 16 条 落札者は、守口市から交付された契約書等に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内（市の休日を含まない。）に提出しなければならない。ただし、守口市の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

(契約の解除)

第 17 条 落札者が契約を締結した場合において、当該落札者が、独占禁止法、刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条若しくは契約に違反する行為又は令第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当する行為を行つたと認められるときは、守口市は、契約を解除することができる。

(契約保証金)

第 18 条 落札者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 21 条に該当する場合は、免除する。

2 契約保証金の額は、契約代金の額の 100 分の 10 に相当する額以上とする。

(議会の議決を要する契約)

第 19 条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年守口市条例第 8 号）に規定する契約については、議会の議決を経た日から本契約としての効

力を生ずるものとし、それまでは仮契約としての効力を有するものとする。

2 入札の開札日から前項の契約が本契約としての効力を生ずる日までの期間内に、落札者が次の各号のいずれかに該当した場合は、守口市は、仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことができる。

(1) 守口市入札参加停止要綱（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づく入札参加停止の措置を受けた場合

(2) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱（平成 25 年 9 月 1 日施行）に基づく除外の措置等を受けた場合

3 前項の規定により仮契約を締結せず、又は仮契約を解除したことにより落札者に損害が生じたとしても、守口市は、その責めを負わないものとする。

（異議の申立て）

第 20 条 入札参加者は、入札後、この心得、契約締結に必要な条件、設計図書等について不明又は錯誤等を理由として、異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 21 条 この心得に定めるもののほか、入札の手続については、守口市の指示に従わなければならない。